

ケアハウスつばき
(介護予防) 特定施設入居者生活介護
重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な特定施設入居者生活介護（介護予防特定入居者生活介護）を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容等

(1) 事業者

法 人 名	社会福祉法人萩市社会福祉事業団
法人所在地	山口県萩市大字椿字門田 3460 番地 2
電 話 番 号	0 8 3 8 - 2 4 - 4 1 1 1
代表者氏名	理事長 田中 文夫
設立年月日	平成 1 6 年 2 月 2 0 日

(2) 事業所の名称等

名 称	ケアハウスつばき
事業の種類	特定入居者生活介護・介護予防特定入居者生活介護
定 員	5 0 名
指定年月日	平成 2 5 年 3 月 1 日
指 定 番 号	3 5 7 0 4 0 0 6 6 7
所 在 地	山口県萩市大字椿 2398 番地 1
電 話 番 号	0838-24-4128

(3) 事業所の従業者体制

職名	職務の内容	員数	備考
管理者	業務の一元的な管理	1 名	
生活相談員	生活相談及び指導	1 名以上	

看護師 准看護師	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	2 名以上	うち 1 名機能訓練指導員兼務
介護職員	介護業務	13 名以上	うち 1 名 計画作成担当者兼務
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持のための指導	1 名以上	
計画作成担当者	特定施設サービス計画の作成等	1 名以上	

(4) 従業員の勤務体制

職名	職務時間		休暇
管理者	日勤 8:30～17:30		原則 4 週 8 休
生活相談員	日勤 8:30～17:30		原則 10 日/月 不定休
介護職員 看護職員	早出 7:30～16:30	日勤 8:30～17:30	
	遅出① 9:30～10:30	遅出② 10:00～19:00	
	遅出③ 9:00～18:00	夜勤 17:10～翌 10:10	

※夜間体制：介護職員 2 名

(5) 設備の概要

設備名	個数	内 容
介護居室 (19.52 m ²)	50 室	利用者の居室は、原則個室（定員 1 名）とし、ベッド・ミニキッチン・トイレ・収納等を備品として備えています。 ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は定員 2 名とすることができます。
一時介護室 (17.64 m ²)	1 室	介護を行うために適当な広さを確保します
食 堂 (66.04 m ²)	5 箇所	利用者の全員が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が利用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。
浴 室 (10.47 m ²)	5 箇所	浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設けます
便 所 (6.30 m ²)	5 箇所	車椅子でも利用できるトイレを設置します。
機能訓練室 (29.21 m ²)	1 室	利用者が利用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

入 浴	入浴又は清拭を週2回行います。 寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。
排 泄	排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
機能訓練	機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
その他 自立への支援	利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) その他のサービス(別途費用のかかるもの)

受診介助	協力病院以外の医療機関等への受診付き添い
外出支援	施設行事以外の外出時の付き添い
代行支援	買物、薬の受け取り、金銭管理、官公庁手続き等の代行
光熱水費	居室の電気代・水道料
通信費	電話会社との契約、設置、基本料金、通話料、受信料、手続き、手数料等 ※直接業者へお支払いいただきます。
交通費	受診、外出時の交通費 ※公共交通機関をご利用ください。
入 浴	週3回以上の介助入浴
その他	個人の所有・消費・使用のもの及び個人の嗜好によるもの

※上記以外に、毎月、理美容の機会を設けております。ご希望の方は申出てください。

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

■介護報酬告示額

(1) 基本料金

介護区分	単位数	自己負担額					
		1 日あたり			1 ヶ月(30 日)		
		1 割	2 割	3 割	1 割	2 割	3 割
要支援 1	183 単位	183 円	366 円	549 円	5,490 円	10,980 円	16,470 円
要支援 2	313 単位	313 円	624 円	939 円	9,390 円	18,780 円	28,170 円
要介護 1	542 単位	542 円	1,084 円	1,626 円	16,260 円	32,520 円	48,780 円
要介護 2	609 単位	609 円	1,218 円	1,827 円	18,270 円	36,540 円	54,810 円
要介護 3	679 単位	679 円	1,358 円	2,037 円	20,370 円	40,740 円	61,110 円
要介護 4	744 単位	744 円	1,488 円	2,232 円	22,320 円	44,640 円	66,960 円
要介護 5	813 単位	813 円	1,626 円	2,439 円	24,390 円	48,780 円	73,170 円

(2) 各種加算

加算項目	単位数 (加算額)	自己負担額		
		1 割	2 割	3 割
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22 単位/日 (220 円/日)	22 円/日	44 円/日	66 円/日
夜間看護体制加算 (Ⅱ)	9 単位/日 (90 円/日)	9 円/日	18 円/日	27 円/日
協力医療機関連携加算	80 単位/月 (800 円/月)	80 円/月	160 円/月	240 円/月
退居時情報提供加算	250 単位/回 (2,500 円/回)	250 円/回	500 円/回	750 円/回
退院・退所時連携加算 (入居後 30 日以内)	30 単位/日 (300 円/日)	30 円/日	60 円/日	90 円/日

※介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)・・・基本サービス費に各種加算を加えた総単位数の
12.8%に相当する単位数

■基本サービス料(管理費・事務費・生活費)

対象収入による階層区分		利用料金				
		区分	管理費	事務費	生活費	合計
1	1, 500, 000 円以下	月額	35, 000 円	10, 000 円	44, 500 円	89, 500 円
2	1, 500, 000 円～1, 600, 000 円	〃	35, 000 円	13, 000 円	44, 500 円	92, 500 円
3	1, 600, 001 円以上	〃	35, 000 円	15, 900 円	44, 500 円	95, 400 円
冬季加算(暖房費) 1, 960 円／月(1 1 月～3 月)						

※この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

※本人からの事務費徴収額（月額）は前項表により求めた額とします。

※夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、前項表の額から30パーセント減額した額とします。この場合100円未満は切り捨てるものとします。

※国の定める基準に改定もしくは変更が生じた場合は、それに基づき利用料が改定する場合がありますので、予めご了承ください。

■その他の利用料等

サービス内容	単位	本体価格	消費税 (10%)	合計金額
協力医療機関以外の受診介助(交通費別途)	60 分	1, 428 円	142 円	1, 570 円
協力医療機関処方以外の薬の受取り	1 回	476 円	47 円	523 円
付き添い外出(交通費別途)	30 分	476 円	47 円	523 円
買物等代行	1 回	476 円	47 円	523 円
金銭管理	1 ヶ月	1, 428 円	142 円	1, 570 円
環境整備費(寝具リース代他)	1 日	290 円	29 円	319 円
個人所有の洗濯	1 回	190 円	19 円	209 円
洗濯(コインランドリー使用)	1 回	100 円		
介護保険関係以外の官庁手続き代行	1 回	476 円	47 円	523 円
印刷物複写代	1 枚	19 円	1 円	20 円

証明証等発行	1 枚	100 円	10 円	110 円
介助入浴(週 3 回目～)	1 回	952 円	95 円	1, 047 円
水道代	1 ヶ月	850 円	85 円	935 円
居室電気使用料（各居室ごとに計測）		実費		
おむつ代		実費		
特別食(プラスメニュー)		実費		
ケーブルテレビ使用料		実費		
クラブ活動材料代		実費		

■理美容代

種別	項目	金額
理容	カット（顔剃り含む）	2, 200 円
	顔剃りのみ	1, 100 円
美容	カット	1, 650 円
	毛染め	4, 400 円
	パーマ	4, 400 円
	毛染め＋パーマ（カット代を含む）	8, 800 円

※上記のサービス内容及び利用料は、必要に応じて変更する場合があります。

※利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得ます。

※上記以外のサービス提供については、個別に相談に応じますので職員等にお尋ねください。

■支払い方法

毎月 20 日までに、前月分利用料金について請求いたしますので、25 日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。また、自動引き落としの手続きをされた場合は、原則、毎月 25 日にご指定の口座より振替をいたします。（1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

なお、振替日が金融機関の休業日に当たる場合は、金融機関の翌営業日となります。

イ. 現金持参又は現金書留等による送金

ロ. 下記、指定口座への振込

山口銀行 萩支店 普通預金 6295773

社会福祉法人 萩市社会福祉事業団

※振込手数料は、お客様負担とさせていただきます

ハ. 下記、指定金融機関からの口座振替（引き落とし）

ご利用できる金融機関：

- ・ 山口銀行
- ・ 山口県農協
- ・ 山口県漁協
- ・ 郵便局（ゆうちょ銀行）
- ・ 萩山口信用金庫

5. サービス利用にあたっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。
- ②利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業員に声をかけてください。
- ③事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④従業員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 居室の変更

入居者が次の各号の一に該当するときは居室を変更することができます。

- （１）夫婦部屋の入居者のいずれか一方の死亡等により１人となったとき。
- （２）入居者の身体機能の低下等のため、居室を変更することが適当と認められたとき。
- （３）前各号のほか、居室の変更が必要と認められるとき。

7. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年２回利用者及び従業員等の訓練を行います。

8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して執った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。
また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

11. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

12. 身体拘束の廃止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。
ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13. 虐待防止に関する事項

当施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために委員会を設置するとともに、従業者に対する研修の実施や苦情対応処理体制の整備、その他必要な措置を講じるとともに、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市に通報します。

14. 苦情相談窓口

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

■苦情の受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員 〔氏名〕 又野 妙子

■受付時間

月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 午前8時30分～午後5時30分

（２）第三者委員

- ・岡野 雅治
- ・梅尾 一恵
- ・梅木 幹司

（３）行政機関その他苦情受付機関

萩市地域包括支援センター	所在地 萩市大字江向510番地 電話番号 (0838) 24-5656 受付時間 8:30～17:15
萩市福祉部高齢者支援課 介護保険係	所在地 萩市大字江向510番地 電話番号 (0838) 25-3368 受付時間 8:30～17:15
山口県健康福祉部 長寿社会課介護保険班	所在地 山口市滝町1-1 電話番号 (083) 933-2774 受付時間 8:30～17:15
山口県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地 山口市大字朝田字岡の口1980番地の7 電話番号 (083) 995-1010 受付時間 8:30～17:15
山口県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	所在地 山口市大手町9-6 電話番号 (083) 924-2837 受付時間 8:30～17:15

15. 入居者の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

- ①入居者アンケート調査、意見箱当入居者の意見等を把握する取組の状況
あり（意見箱の設置）
- ②第三者による評価の実施状況
なし

16. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関名	玉木病院
診療科目、ベッド数等	内科
協力医師	玉木 英樹

◆緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

17. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご入所者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご入所者様に故意又は過失が認められた場合には、ご入所者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

18. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する（介護予防）指定特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

令和 年 月 日

特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）のサービス開始に当り、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

山口県萩市大字椿字門田3460番地2

社会福祉法人 萩市社会福祉事業団

理事長 田 中 文 夫 ㊟

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定特定施設入居者生活介護サービス(指定介護予防特定入居者生活介護サービス)について重要事項説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

<利用者>

住所

氏名 _____ ㊞

<利用者代理人(選任した場合)>

住所

氏名 _____ ㊞ (続柄)

<身元引受人>

住所

氏名 _____ ㊞

<緊急時連絡先>

住所

氏名 _____ (続柄)

連絡先電話番号(自宅: 携帯:)